

厚生労働省発医政 0526 第 10 号
平成 23 年 5 月 26 日

岩手県知事 }
宮城県知事 } 殿
福島県知事 }

厚生労働事務次官

平成 23 年度診療確保事業費補助金の交付について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 23 年度診療確保事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 23 年 5 月 2 日から適用されることとされたので通知する。

平成23年度診療確保事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 診療確保事業費補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、東日本大震災によって被災した地域において医療を提供する体制を迅速に確保することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成23年5月26日医政発0526第10号厚生労働省医政局長通知の別添「診療体制確保事業実施要綱」に基づいて東日本大震災による被害が甚大な県が行う次の事業を交付の対象とする。

- (1) 仮設診療所整備事業
- (2) 仮設歯科診療所整備事業
- (3) 歯科巡回診療車整備事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
仮設診療所（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一号に規定する薬局（以下「薬局」という。）を併設するものを含む。）	1 か所あたり 31,275千円	仮設診療所の整備に要する応急仮設建物購入費、医療機器購入費、備品購入費、消耗品費（ただし、薬局を併設する場合の薬局部分については、応急仮設建物購入費に限る。）
仮設歯科診療所	1 か所あたり 19,914千円	仮設歯科診療所の整備に要する応急仮設建物購入費、医療機器購入費、備品購入費、消耗品費
歯科巡回診療車	1 台あたり 16,829千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費、備品購入費

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、

- 厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (10) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、平成23年8月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い平成24年1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則とし

て2か月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 10 この補助金の事業実績報告は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。